ロ　割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金、百石道路の通行料金、琴丘能代道路の通行料金、秋田外環状道路の通行料金、湯沢横手道路の通行料金、仙台東部道路の通行料金、仙台北部道路の通行料金、仙塩道路の通行料金、東水戸道路の通行料金、首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）の通行料金並びに別表６のうちＤに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道、百石道路、琴丘能代道路、秋田外環状道路、湯沢横手道路、仙台東部道路、仙台北部道路、仙塩道路、東水戸道路、首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）又は別表６のうちＤに掲げる高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成21年４月４日から平成26年３月31日までとする。

⑯　第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引

イ　割引をする自動車

中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジ又は中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線の亀山インターチェンジを流出し、かつ、午後11時から翌午前０時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金、百石道路の通行料金、琴丘能代道路の通行料金、秋田外環状道路の通行料金、湯沢横手道路の通行料金、仙台東部道路の通行料金、仙台北部道路、仙塩道路の通行料金、東水戸道路の通行料金の通行料金、首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）の通行料金並びに別表６のうちＤに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成26年３月31日までの平日の前日についての割引率は50パーセントとする（平成26年３月31日までの間については休日の前日についても割引率を50パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道、百石道路、琴丘能代道路、秋田外環状道路、湯沢横手道路、仙台東部道路、仙台北部道路、仙塩道路、東水戸道路、首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）又は別表６のうちＤに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成21年４月１日から平成26年３月31日までとする。

⑰　首都圏中央連絡自動車道連続利用割引

イ　割引をする自動車

㈠から㈢に掲げる各インターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車。なお、インターチェンジはニに定めるところによる。

㈠　ＡインターチェンジとＣインターチェンジ及びＧインターチェンジ相互間

㈡　ＢインターチェンジとＤインターチェンジ相互間

㈢　ＣインターチェンジとＥインターチェンジ相互間

㈣　ＣインターチェンジとＦインターチェンジ相互間

ロ　割引額

割引額は150円（イ㈢に掲げるインターチェンジ相互間の通行については300円。）とし、高速国道の通行料金に適用する。

ハ　適用する期間

平成21年５月13日から平成26年３月31日までとする。

ニ　対象インターチェンジ

Ａインターチェンジ	東北自動車道の川口ジャンクションから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び関越自動車道の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
Ｂインターチェンジ	常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
Ｃインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の日の出インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの各インターチェンジ
Ｄインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）の各インターチェンジ
Ｅインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ
Ｆインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南インターチェンジ
Ｇインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）のあきる野インターチェンジ及び中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の海老名インターチェンジから八王子南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ

⑱　東京湾アクアライン特別割引

イ　割引をする自動車

東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

割引率は、23パーセント以下とする。

⑲　エコカー割引

イ　割引をする自動車

東日本高速道路株式会社が別に定める自動車であり、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより登録がなされ、本割引の適用を受けるための登録証を搭載したＥＴＣ車のうち、普通車（別表１－１及び別表１－２に掲げるニ及びホに該当する自動車とする。）。

ロ　割引適用後の料金

当該自動車が通行した区間における軽自動車等の料金の額を適用する。

ハ　適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成26年３月31日までとする。

⑳　障害者割引

イ　割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の㈠又は㈡の要件を満たすものとして、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

㈠　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。